

## 長久手市障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の目的を達成するため、障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等から、市が物品及び役務の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 障がい者

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいう。

#### (2) 障害者雇用促進企業

次のいずれにも該当する者をいう。

ア 「あいち電子調達共同システム(物品等)」による長久手市告示に基づく競争入札参加資格審査申請(物品等)において登録のあること。

イ 県内に本店を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する者)であること。

ウ 雇用する障がい者(法第2条第6号に規定する障がい者を含む。)の割合が法で規定する雇用率の2倍以上である者(法第43条の規定による除外率により算定した従業員数が56人未満の事業主に係る事業所にあつては1人以上の障がい者を雇用している者)であること。

#### (3) 障害者就労施設等

県内に住所を有し、次のいずれかに該当する施設等をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等

(ア) 就労継続支援事業所(A型、B型)

(イ) 就労移行支援事業所

(ウ) 生活介護事業所

(エ) 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)

(オ) 地域活動支援センター

イ 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所

ウ 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

(ア) 法に基づく子会社の事業所(特例子会社)

- (イ) 重度障害者多数雇用事業所（aからcまで全てを満たすもの）
  - a 障がい者の雇用者数が5人以上
  - b 障がい者の割合が従業員の20%以上
  - c 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

エ 法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

オ 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の市への提供、発注内容に対応可能な複数の事業所にあつ旋・仲介する業務を行う共同受注窓口として市長が適当と判断する者

(指名競争入札における指名)

第3条 市長は、長久手市契約規則（昭和46年規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定により、指名競争入札により物品及び役務の調達をしようとするときは、障害者雇用促進企業を1者以上追加して指名するよう努めるものとする。

(随意契約における取扱い)

第4条 市長は、障害者雇用促進企業が供給できる物品及び役務の調達について、随意契約により物品及び役務の調達をしようとするときは、当該契約が規則第24条第1項に該当する場合には、予算の適正な執行に配慮しつつ規則第24条の2の規定に基づき、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業を1者追加して選定するよう努めるものとする。
- (2) 1人の者から見積書を徴するときは、障害者雇用促進企業が選定される機会を多くするよう努めるものとする。

2 市長は、障害者就労施設等が供給できる物品及び役務の調達について、随意契約の方法により調達しようとするときは、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に配慮しつつ、障害者就労施設等から調達するよう努めるものとする。なお、市内の障害者就労施設等へ発注できる物品及び役務については、できる限り優先的に発注するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。